

点から申しまして、先にボツダム宣言によつて日本がこれを受諾した趣旨は全くはごに帰せられておるといふことを言わなくてはならない。いわゆる国際信義にもとるものではないと言わざるを得ないと思ふのです。政府委員の答弁によりましてはいわゆる勅令九号において、これらをも賄ひ得ると仰せになるかも知れません。又さうな趣旨の御答弁もあつたようであります。併し勅令九号において御承知の通り第一条において「婦女を困惑させて売淫をさせた者」これが一つ、第二条において売淫行為を内容とするところの契約をなした者を処罰すると、この二つのほかはない。いわゆるこの出入国管理令の二十四条の二に規定してあるごとく、あつた行為、勧誘行為、場所提供行為及びこれらを含めるとするところの業務行為、こういうものに対しては何らの処置を講じてないのです。先に政府が提案されたところの売淫等取締法によりまして、これらのものに対して一々その処置を講じておられる。現在これらの業務を通じて日々に行われつつあるものは事実上の人身売買であるのです。いわゆる金銭の貸与ということが、直接その業者間において貸与がなされていくとも、他のいわゆる第三者の名義を以て呉服屋とか、或いは金貨とか、或いは親戚とか、その他第三者の名義を以て婦女に金銭を貸与し、以てその業務に服せしめる形式をとつて、いわゆる脱法行為です。でありますからその場合にはいわゆる勅令九号の第二条には真向から適用にならない、免れてしまうのです。然るにこれらの業に携はるところの婦女は、この第三者から受取

つたところの債務に拘束されまして、事実上その売淫行為を強いられる、強いられないまでもこの義務を履行すべく、目に見えざるものの義務並びにその人身を拘束されておることは事実であります。

委員長退席、理事宮城タマヨ君
委員長席に着く

若しこれを破棄して逃走するやうなことがあるといたしますれば、その業界におけるところのいわゆるボス、用心棒、町のならず者、ばくち打やういふやうないわゆる目附役が、これらに對しまして常に監視の手を延べておる、外部からこれに圧迫を加えておること、これも事実である。かようないわゆる旧態依然たるところのこの種の業をそのまま放置しておくというあり方というものは、私は如何にこの国家がこの受入態勢がでないといえども、これは今日の民主主義の国家といたしましても、ボツダム宣言を受諾してこの義務履行の完璧を我々は期しておる日本国民といたしましても、とるべからざるところの処置ではないかと思ふのです。私は政府において少くともこの講和条約発効後独立国家となる際において、この法律の正義を因つて以て独立の第一歩を歩み出すべき筋合ではないかと思ふのです。法務総裁はこのたびいわゆる独立国家を維持するために破壊活動防止法を制定せんといたされ、これによつて日本の民主国家の確保を図られるという遠大な理想に燃えられておられるのであるが、こうした外面的な暴力行為を阻止して正して行くことよりは、内面的に存在するところのこれらの国民の身体の破壊を企図されるところのこのやうな行為自身を先ず以

て我々は防がなくてはならぬと思ふのです。又この行為によつてもたらされるところの弱い婦女の人身売買というやうな非文明的な十九世紀的な悪風習といふものを根絶しなくてはならぬと思ふのです。現に行われておるところのいわゆる暴力者の暴力を否定することは、勿論それ以前においてこうしたものに對してこそ私は先ず以て手当をすべきものじやないかと思ふのです。ここに思ひをいたさずしてこれを看過してただ漫然これをこの種の不備な規定を以てこれを形式的に附随して行くというあり方は、少くとも私は為政者としてのとるべき態度ではないと思ふのです。虚心坦懐に今日の民主国家といふものの再建を我々は身を以て守らうとするならば、こうした根柢で横たわるところのこれは大きな問題です。それらは我々は過去のいさゝかな文学とか、教育とか、社会情勢とかいふものによつて、いわゆる吉原、或いは花柳界におけるところのあの人情話というやうなものから受けたところの感化からして、この種のものに対するこうした内面的悲劇といふものに余り関心を持たないせいかもわかりませう。或るほど或いは三千歳であるとか、或いは揚巻であるとか、或いは夕霧伊左衛門であるとか、この種の劇を見ておられますればその美しい点において首肯し得るところもありませう。人情の点においては首肯し得るものもありませう。併しその彼らの生活の裏にひそむところのあらゆる人身を拘束するところの、この新しい文化の面に反逆するところの行為に對しましては、飽くまで為政者としてこれを処置をとらざるを得ないと思ふのです。賢明な

る法務総裁がこれをも無視されましてたゞ今日の暴力行為のみに没頭されることはその意を得ないと思ひます。政府におきまして果してこの法律を制定する意思ありや否や、あるとするならば速かにされるのかどうか、又私が申しますやうないわゆるあつた、勧誘、場所の提供、若しくはこれらの如何なる名義を用ひまして、これらの業を内容とするところの、又は内容とする虞のある金銭貸借の契約行為というものを処罰するところの、完璧を期した法律を制定する意思ありや否やということを先ず法務総裁にお伺ひし、厚生大臣に對しましては若し法律制定の意思ありといたしますれば、その結果これらの業に携はるところの全国二十数万の婦女の身の振り方について、如何なる受入れ態勢を考へておられるか。若し考へられていないとするならば、今後考へてこれを實現する意思ありや否やという、この二点を両大臣にお伺ひしたいと思ふのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 答へいたします。只今伊藤委員からの御質問に當り得て感謝深く私は存じます。売淫行為並びに人身売買は、これは國家保健の見地からも又いわゆる基本的人權尊重の見地から見まして、当然かようなことは國家から一日も早く消滅させるべきものであらうと考へております。それについてはたゞ法律面ばかりではなく社會厚生、或いは生活安定という面からも考へなければなりません。先ず以て法律的にこれを取締ることも非常な意義深いことであらうと思ひます。政府におきま

しては、先ず講和条約発効と同時にあらゆるボツダム宣言に帰しまするので取りあへず政令九号といふものを生かしておいて、そして應急の処置を取計らつたわけでありませう。只今伊藤委員の仰せられましたあらゆる面からのこれを取締つて行く法規、これを制定するの用意ありや否やということでありませうが、私といたしましてはできるだけ早くこれらの法律を作りまして万全でないようにしたいと、こう考へております。法務府におきましては只今それらについて研究過程にありませう。いづれ成案を得ましたら来るべき機会において各位の御審議をお願いいたし、こう考へております。

○國務大臣(吉武憲市君) 只今の御質問の人身売買の遺憾な点は私も同感でございます。一日も早くこれらの問題が解消することを希望するものでございませう。只今法務総裁からお話のございましたごとく、現在の法で不備な点は新たに法律によつて完璧を期したいといふことにつきましては私も又同感を持っております。従ひましてそのあとの身の振り方等につきましての御意見であります。これ御尤もであります。終戦直後のあの混乱の際に婦女のかたで生活に困られて勢いそ

前借の法規でございしますがこれは僅かに全国で十九件、起訴が五件。それから児童福祉法の三十四条の違反が二十六年で千九百三十件、起訴が六百四十八件ということ、これは法務府のほうの統計によつて調べたものでございしますが、これは実にこの児童福祉法のあの適用が一番数の上では多うございしますけれども、まだ、全国でたつた僅かにこのくらい程度でございしますし、それから勅令九号違反を調べてみましたところこれが二十六年の統計でございしますが全国僅かに千二百五十、そうして起訴された者が二百三十件で本当に実刑を科せられております者は僅かに三十七件でございします。如何にこの法律を抜けてましてたくさん業者が利得を得ておりますかという件でございしますが、殊に児童福祉法によりますものが一番有効に今適用されておるような事情でございしますが、それにしましてこれは労働省婦人少年局の報告によりますと、大体八歳、九歳、十一歳といったような者がこれは人身売買の事件として挙げられておるのでございしますけれども、この小さい子供から十八歳未満の者が昨年の九月の数を見ますと六百七十四、そうして男の子の大部分は労働に従事しておる。女の子の大部分は九歳あたりから売春させられておる。これは実に由々しい問題でございまして、そうしてその總数から申しますと、これは推定数でございしますけれどもどうしても二十五万、三十万の者がおるとされております。そのときに実に今設けられておりますこの刑法によりまして、労働基準法、児童福祉法、それから労働の

九号なんというものはまあこれは本場に形のものだけであつて、殊にボ勃の九号なんというものはまあないよりはいいくらいだということでございますが、どうしてもこれは先ほど伊藤委員の質問に対して法務総裁はできるだけ早い機会に仰せでございましたが、そのできるだけ早い機会とは、一日も早いほうが私もすべてのものが、その道に入つております者も勿論でございますが、これは性病の問題だけでなく教育の面から、社会問題といつたしまして大変な問題を救済する上に大事な事件でございますから、どうかその早い機会を最も早い機会にして頂きたいとお願い申上げておきます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 大体伊藤委員の御質問の要旨と同様に私思ひますが、これは我々といひましたも誠に御尤もな御意見と考へます。殊に今承りますと少年少女が人身売買で非常に困窮している、かようなことを承れば、まず／＼早く成案を得てそういうものの人權を保護する手当はいしたいと、こう考へております。

○宮城タマヨ君 厚生大臣にお伺い申上げます。この売春取締の問題につきまして、勿論これは先ほど伊藤委員も仰せになりましたように更生施設を設けて今落つちておりますものを救い上げますということが非常に必要でございます。と同時に落つちないようにするということが、つまり落つちないようにするということとは生活の最低安定を与えるということでございますから、これはただ何とか予算措置をして行くというような軽々しい問題でなくてこれには私は非常な予算を要すると思つております。

それで第一番にお伺ひしたいのは、今まで厚生省でこういう点についてどういう構想を持つて、どういふ予算措置をとらうとなされたことがございいますでしょうか、それをお伺ひしたいのでございます。

○国務大臣(吉武恵市君) 勿論女子に對しましても青年に對しましても、補導所を相当全国的に作りましてそこに入れまして一定の職業を授ける。腕に覚えなくしては職業といひましてもなかなかむずかしいということで補導所を相当たくさん作つております。中に入つておられる過半数は殆んど女子青年のかたでミシンその他の方法をやらしてやるわけでありまして。ただ先ほど伊藤さんもお話がありましたように、今日までの女子の売春の状況といふものは御指摘のように終戦直後の非常な混乱状態に食つて行けない、従つてそういう道に入らざるを得なかつたという事情は私はあると思つております。これはだん／＼と日本の国力が回復し秩序が維持されて行くと共にだん／＼と解消して行くものでありと私は見ております。従つて先ほど申しましたように、従来も補導所その他におきましてはやつてはおりますが、女子につきましてなお一層補導所等を設けてミシンその他に適當なる職を授けて行くという途を講ずることが必要じやないかと、かように思つております。

○宮城タマヨ君 それは今仰せになりますことは児童福祉法による措置でございますが、実は今年の予算を拝見しましたところが、児童福祉法のは予算措置は非常に外れております。どういふわけでございますでしょうか。

○国務大臣(吉武恵市君) 児童福祉法でございまして、労働省のほうの補導所の予算とて相当やつておるわけでございます。児童福祉法のは保育院でありますとか母子寮でありますとかそういう方面の予算でございます。これらは御指摘のように今年の予算は若干減つております。それは逐年増加の予算だけで維持費が減つておるわけではございません。逐年増加をして参りました過去五年の間に相当増設をして行つたから従来通りのカーブで増設というわけに行かんから、それは若干の増強にして行こうという意味で前年度に比べると減つておりますけれども、それは施設を減すわけではございませんで施設は依然として増設するばかりでございます。

○宮城タマヨ君 職業補導といふことは勿論大事でございませうけれども、それよりもつと手近に必要なことは母子の最低生活をさせる母子寮といふことが私一番大きな問題だろつと思つて。この法律を作るのには多大の母子寮を設備しなかつたならどんな立派な法律を作つても運営することはできないと思つて。それでこれは当法務委員会が調査いたしておりますのでございまして、二十四年の十二月末、少し古いものでございませうけれどもこの調べましたものは、集娼だけにきましては七千四百人、その七千四百人の実に七八割つまり五千九百五十九人といふものはもう全く生活難から落ちておるものでございませう。そうしてこの集娼たちのいろ／＼な面を調べてみますと子供を持つておる人が三〇％くらいおるといふことを言つております。併しこれは実に内輪に言つておること

でございますが、私も実態調査をいたしましたときに殆んど半分くらい、或る所では半分以上母親だつたのでございませう。このことは私由々しい問題だと思つております。こういう者もどうしてもこれを救ひ上げて行かなければならぬし、転落さしちやならぬといふことが第一番に手を打たなければならぬ。そうしてこれはかかつて私は政治の責任だと思つております。でありますからこの生活難から来ておりますもの、そうしてむずかしい法律でもできたならやめることができるかといふことを聞いてみましたところ、どんなことがあつたつて今の状態ではお役所すがつても仕方がないからやめられないと申します者が六六％でございます。やめることができるだらうといふのが僅かに二八％、そのほかもございませうけれども、どうか私はこれは一つこの法務府が立法の案をたてるといたしまして、どうしてもその前に厚生省がしつかりして頂いてこの生活の最低保障をして頂かなければこの法律を作つても駄目なんぞでございますから、そのことをお願いしたいと思つております。殊に立法に當りましてはどうしても国家的な総合的な施策によつてやる以外にはないものでございませうが、実はこの前もつとそういふことを伺つたのでございませうけれども、厚生省、法務府、それから文部省、労働省といふような直接関係のある各省が一つ共同で研究して頂きたい、それを切に願つておるのでございませう。それにつきまして内閣に設置されております中央青少年問題協議会といふものが、これは内閣の直屬でござ

います、そこで一体どういふ調査か、研究か、何か手が打たれておるのございませうか、法務総裁でも厚生大臣でもどうぞお答え願ひたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 研究はしておるのでございませうが、併しまだ十分でないと思つております。今後関係各省との間に緊密な連絡をとりまして、十分善処したいと思つております。

○宮城タマヨ君 文部省に純潔教育委員会といふものが設けてございまして、純潔教育についての調査研究がなされておるかに伺つておりますが、その実情はどういふこととございませうか。

○説明員(高橋眞照君) 昭和二十二年の四月四日に三十五名の委員を以ちまして純潔教育委員会といふものを組織いたしました。純潔教育につきまして調査研究をして頂き、いろ／＼と文部省の行政施策の上におきまして助言を頂戴しておりますが、社会教育法がございまして社会教育審議会という法制の上で認められた審議機関ができましたので、その専門の分科委員会といたしまして再編成をされました純潔教育分科審議会といふことになりました。今日まで引続きその活動を頂いております。最初に純潔教育の実施の大綱といふたような純潔教育基本要綱といふものを作つて頂きまして、その後主として純潔教育の中心の課題が性教育といふ問題になりますので、特にアメリカでいろ／＼と実践的な実施がなされておりますので、その関係の資料の収集といふことをやつておりました。併し男女の間の正しい関係といふものを確

立することが望ましいということ、男女交際のエチケットとも申すべき新しい男女のあり方といったような研究の成果も発表して頂きました。只今性教育は非常にむずかしいので学校、家庭、社会ともよく関心を持って行かなければなりませんので、その性教育のあり方につきましてまだ日本の学校も、社会も、家庭におきましても十分な正しい考えが打ち建てられておりませんので、性教育のやり方につきまして幼年期、少年期、成年期というふうに分けまして研究を頂いておられます。只今幼年期、少年期が大体脱稿に至りまして青年期に今入つておられます。青年期までのコースができ上りましたならばこれを発表いたして世間の御批判を頂きたい、こういうふうな考へておるのでございます。主として委員のメンバーは医者のかたんと心理学者、教育学者、その他学校教育で実際に扱ひになつてゐるかたんと、社会教育家というようなメンバーによりまして御研究を願つておる次第でございます。

○宮城タマヨ君 私自身もあの甚だこの文部省のこの性教育の問題、取扱われておりますこと、或いは社会に出て指導していらつしやる、そういう点につきまして何か日本はなれがしたような、それから地に着いていない、よう、非常に高いところに理想をおいていらつしやるようでありますけれどもどうもしつくりしないという感じを持つてゐる。又世間もそういう批評をいたしております。それはまだ、これから大いにおやりになるところだろうと思つておりますが、その問題は文部省にこういうものがありそうして文教

の府に当りこれに心血を注いでいらつしやる人たちが、どうして風俗を乱すような営業の看板をただ見過していらつしやるのだろうか。それから又東京には十三とか十七とか言われておりますあの赤線区域については文部省はなぜ黙つていらつしやるのか、何か研究してゐるのですか。

○説明員(高橋眞照君) すでにこれはPTAなどで特に学校の環境との関連におきまして幾つか各地方で問題が起りまして、一つの国民運動としていろいろと学校環境の浄化ということに關しまして成果を挙げている実例もございします。文部省の關係から申しますれば、少くとも学校教育の環境だけでもせめてもよりよい環境を与えたいという氣持を持つております。併しながら文教といつたような問題につきましても教育の立場ということも勿論でございますけれども、世間一般の風潮と申しますかその風潮に抗し難く、十分な成果を挙げ得ないところもございまして、今日御指摘のように十分な成果を挙げ得ないことを残念に思つてゐる次第でございます。一層環境の整備といたうことに対する国民全体の関心を高めて参りたい。これは社会教育の無力につきましまして誠にさなきに堪えない次第でございますが、心がまえといいたしましては環境浄化に一層の努力をいたして参りたい。こう考へてゐる次第であります。

○宮城タマヨ君 一番社会教育で今困つておりますのは、表は普通の商店屋のような、普通のしめたやのような恰好をしておりまして中では皆間貸をやつております。それがもう日に、数を増してございましてそのことがこの子

女の教育に大変大きな影響を及ぼしてゐる。例えば山中湖でございしますと、或いは何々県といつたような進駐軍のあの駐屯してございしますような場所では勿論のことでございますが、そうでございしませんでも一般の新宿あたり、上野のあたり、浅草のあたりは一度お調べ下さいましたら実に心が寒くなるような状態でございますが、そうしてそれを見ております子供たちは元は東京でパンパンごつこが大変はやつておりましたのが今は地方津々浦々パンパンごつこがはやつてゐる。よく地方に参りますとこれを取締る方法はないだらうかと申しておりますが、これが非常に深遠な性教育や或いは純潔教育なんかのうわつた指導をなさるよりも、もつと、私は手近なところからこつこつと阻止する運動を一つおこし頂いて、こればかりではございしません、これに準じた子供の教育の点から特にこの委員会のみなならず文部省が手を打つて頂きたいと思つております。

それからもう一つはこれは今月の七日の読売新聞に、御承知だろうと思ひますけれどもアメリカの一将校から日本へ寄せられた手紙であります。日本は女性の美、フジヤマのような純潔の美を取返せといふこの切々たる一文は、遠くアメリカの某大学を出て政治学を専攻した日本びいきの一米國將校から読売新聞社宛に送られたものでございします。その内容を讀んでみますと、その兵隊が進駐して参りましたときに、日本の女性こそ命を以て貞操を守るものだと思つては考へておつた、日本の女性にはこの朝鮮人や

支那人や南洋の女性と違つて用心しなければいけない。誠に日本の女性は針を隠しているのだ。それで武器は針であつて心臓部に針を突つ込むからそれで用心しなさい、しなさい、と言われ進駐してみた。ところがあに計らなや、日本の女性くらしいものはないかつたといふことをこの新聞の手紙のみならず、あの当時の兵隊が申しております。ところがこの朝鮮人よりも支那人よりも南洋の婦人たちにも劣つた日本人がますます、こういう深みに落ちていつて、そうしてその結果、この手紙によりまして、日本女性の印象としては日本という国は品性も道徳もわきまえない動物的な女性ばかりの国だといふふうに皆思つてゐると言ひてあるのであります。もう貞操観念の認識されております今日これは非常に残念なことでございますが、勿論私もこの政治の面にあります女性も又家庭の母たちも氣をつけますけれども、殊に私は今日は文部大臣においで願ひたいと思ひましたことは、もつと根本的なことについてお伺ひしたいと思つて、そうしてどうしても文部省が一つこれに力を入れて頂きたい。私もどうしてこの法律の宥宥罰法を制定しますについての裏付の発行を一つ推して頂きたいといふことをお願いいたしまして私の質問をやめます。

○説明員(高橋眞照君) 只今の宮城先生の御希望を大臣にお伝えすることにいたします。

○理事(伊藤修君) 他に御質疑ございせんか。なければこの程度で休憩いたします。

午後二時三十分開会
○委員長(小野義夫君) 委員会を開会いたします。

○伊藤修君 先ず政府にお伺ひしたいのは、第一条の行政協定の意味をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 第一条第一項におきまして、行政協定は「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」という定義を下しまして、この法案の全体を通じて行政協定という短い言葉でこれが數回出て参るわけでございします。

○伊藤修君 そうするとこの行政協定は条約として国民がこれに服するところの義務を持つのか、行政協定は法律的效果はどういうことになるのか。

○政府委員(林修三君) この行政協定の性質につきましては、すでにこの行政協定が締結せられた直後におきまして、国会においても果敢いろいろの御意見なり、政府側の答弁があつたことと存するわけでございします。これは御承知のように安全保障条約第三条に基きまして、安全保障条約において日本に配備されることになりましたアメリカ軍の配備の条件を規律する協定でございます。その意味におきましてこれは実質的に申せば、その内容から申しますと、両国間の国際約束、実質

的に申せば一種の条約的なもの、こう申して差支えないものではないかと、かように政府としては考えておりますし、又そういう御答弁を申し上げたと存するわけでございます。

○伊藤修君 実質的においては条約的な性質を持つておるのだとおつしやるのですが、そういった条約として国民はこれに服する義務を根本的に先ず持つのですか、その点を明らかにしたいのですが……

○政府委員(林修三君) これは行政協定が締結されましたあとの国会におきまして、政府側といたしまして何回か御答弁申し上げておると存じますが、この行政協定に基きまして国民を拘束するような事項につきましては別途皆立法措置をとりまして、国会の御審議を経る、こういうことの方針を政府側としては何回か御答弁申し上げておると思ひます。又この行政協定の条文の中にそういう趣旨が盛られておるわけでございまして、そういう意味におきまして立法措置が幾つかこの国会に御提案申し上げておる、かようなことと存する次第でございます。

○伊藤修君 形式論はわかるのですよ、私のお伺いするのは、一体行政協定に基いて国内法規を作り、国民の権利義務を制約しようというのでありますが、その基本となるものが条約に基いて出て来るものか、単なる行政的な処置に基いてその必要上出るとか意味か。行政協定そのものに對して国民はこれを規律されるものか、この点ではこれを規律されるものか、この点ではあるかどうかというその本質を伺つておるのです。条約であるということならば、我々は条約としての先ず前提に立たなくてはならん手続をとるべきじや

ないかと思うのです。条約でないというのなら、一体それに基いてどういう根拠があるのか、その点をお伺いしたいのです。

○政府委員(林修三君) これは安全保障条約第三条におきまして、この駐留軍の配備を規律する条件は両国間の行政協定によつて定める。こういうことが規定されておるわけでありまして、この安全保障条約を国会において御承認を得ました際に、行政協定につきましてもそれを含めて御承認を得たと、こういうことに政府側としては解釈いたしておりますし、その点は何回か国会におきましても政府側から御答弁申し上げたこと、私記憶しているわけでございまして、そういう意味におきまして、これが実質的には、これが単独で問題になりますれば先ほど申しましたように実質的な国際約束であるということ、これはそう申上げていいものだと存するわけでございまして、そういう安全保障条約というものがございまして、これに基きまして、この安全保障条約が又国会の御承認を経て、形式的に憲法によるところの国会の御承認というものは安全保障条約に基いて得られておる。こういう解釈でこの行政協定に對する国会の御承認ということではなくても済むのじやないかと、こういうことで只今まで政府としては御答弁申し上げた、かようなことではないかと存するわけであります。

○伊藤修君 従来の政府の答弁では我々としては納得いかないし、従来の御答弁によれば、それに基くところの国民の権利、義務を制約するものは、

国内立法であるという意味において御答弁はなつておるのですよ。然らばその国内立法をする基本たるこの行政協定の安全保障条約に基くところの行政協定というものが、いわゆる安全保障条約の内容をなすものか、或いは安全保障条約の委任によつて行政協定というものができたということになるのか。若し委任によつてなつたとするならば、一体安全保障条約が国民の権利、義務を制約するところの事項をも委任したのかどうか。当時の連記録を拜見いたしますれば、いわゆる安全保障条約を施行するに當つて、いろいろの手続的規定を行政協定においてなすんだという御答弁があつたはずであります。然るに、この行政協定の内容を拜見するならば、ことごとく国民の権利、義務を制約するところの重要事項であつて、本来ならば条約を以て定めなければならぬような事項をも行政協定によつて賄つておるわけですか。

○政府委員(林修三君) これは第十二国会でございまして、この安全保障条約がこの国会におきまして御審議されておりました経過におきまして、政府として何回かこの行政協定において国民の権利、義務に直接関係する、或いは予算を要することにつきまして、別途予算案なり法律案として御審議願

うということも申し上げておつたわけだと存するわけでありまして、それからこの行政協定が安保条約によつて委任されたものかどうか。これは言葉の問題でございますが、何と申しますか安全保障条約において、第三条におきまして、この駐留軍の配備を規律する条件は行政協定によつて定めると、こういうことを安全保障条約で定め、それについて国会の御承認を経る。こういう関係で駐留軍の配備を規律する条件につきましては、当然この安全保障条約の一つの内容をなしている、かように考えられるのではないかと存するわけでございまして、この配備を規律する条件を逸脱しているかどうかという問題でございまして、これは行政協定の締結に當りましては、勿論この安全保障条約第三条の範囲内におきまして、すべて駐留軍の配備を規律する条件の範囲内で締結されたものと私も考へておるわけでございまして、又これにつきましてはこの行政協定が国家間におきましては相互の約束であること、先ほど申しましたようにこれは間違いないことだと思つてございまして、これを實施する上におきまして、国民に對して權利を拘束し、或いは義務を課するといふ点につきましては、何回か政府側が御答弁申し上げております通りに、別途立法をいたす、こういうことになつております。この立法手続が或いは不成立に終るといふ場合には、この行政協定を實施する面におきまして、その通り實施できない部面も起る、こういうことは考えられるわけでございまして、これは併し安全保障条約があつて内容を以ちまして国会の御承認を得ております関係上、政府

としてはきやうなことはなからう、かように考えておるわけでございまして、一応只今申し上げた通りに、行政協定は実質的にはこれは国家間の約束であらう、きやうに考えます。ただ先ほど申しましたように、行政協定自身におきましても、お互いの国におきまして、立法を要するものにつきましては立法措置をとるということもお互いに約束をしておるわけですから、そういう意味におきましては、これを實施するに當つて、国民の權利を拘束し、義務を課するということにつきましては、お互いに立法措置をとることを約束しておるのであります。それが成立しない場合においては、安全保障条約の實施上やはりそこに問題が残るということにならうかと存するわけでございまして、

○伊藤修君 あなたの説明の全趣旨から申しますと、行政協定なるものは、いわゆる国家間の約束であるという御説明の御趣旨に拝聴いたしますが、してみますれば当然これに基きましていわゆる行政協定の内容をきめるについては、安全保障条約によつてこれは或いは委任しておるかも知れません。併し少くともその内容を定めるに當つて、いわゆる国家間の約束であるといふことになる以上は、憲法に定めるところのいわゆる本質的条約として国会の承認を得ることは当然のことじやないからうか、然るに国会の承認を経ない行政協定に基いて本法を作るといふことは、基本的においてそれは誤りがあるのではないからうか、この点はどうでしようか。

○政府委員(林修三君) この点は、只今仰せられました点は、安保条約の御審議の場合にも、或いは行政協定につ

としてきやうなことはなからう、かように考えておるわけでございまして、一応只今申し上げた通りに、行政協定は実質的にはこれは国家間の約束であらう、きやうに考えます。ただ先ほど申しましたように、行政協定自身におきましても、お互いの国におきまして、立法を要するものにつきましては立法措置をとるということもお互いに約束をしておるわけですから、そういう意味におきましては、これを實施するに當つて、国民の權利を拘束し、義務を課するということにつきましては、お互いに立法措置をとることを約束しておるのであります。それが成立しない場合においては、安全保障条約の實施上やはりそこに問題が残るということにならうかと存するわけでございまして、

きまして国会において「御質問」がありまして、政府側として御答弁申し上げておられるのでございますが、この行政協定は安条約第三條に基づきまして両政府間の行政協定によつてきめる、こういうことにつきまして国会のほうにおきましてそういう内容を持ちました安条約第三條を御審議になり、それを御承認になつた範圍内において結ばれたものである、かように考えます。この意味におきましては、この行政協定を含めまして安全保障条約について憲法上の国会の御承認を得ておる。政府としてはそういう解釈をいたしておるわけでございます。この点はすでに政府の責任の大臣からも御答弁申し上げたことと私は記憶しております。

○伊藤修三 ども今の御説明だけでは、従来の御答弁をそのままあなたはおつしやるだけであつて、私があなたに伺つておられることは、法制意見局長官の下におられるいわゆる法律専門家としてこの点を明らかにして頂きたい、こういう趣旨で伺つておるのです。政府の政策的な意見を今聞いておるわけではない、あなたが法律家として良心に従つて御説明を願つておきたいと思ふのです。

○政府委員(林修三君) 只今申し上げました点は、これは法制意見当局におきまして、この安全保障条約締結の際、或いは行政協定締結の際におきまして、かような解釈の下にこれについて意見をきめておるわけでございます。それに基きまして内閣のほうにおきまして御答弁があつたことと存じておる次第でございます。

○伊藤修三 例えはこの行政協定によ

りますれば、この法案の第十二条は、合衆国軍隊が日本人を逮捕することを前提としておる。然るに合衆国軍隊が日本国内で日本人を逮捕することができるとは行政協定第十七条の(8)項及び(9)項によつて認められておる。その場合においては行政協定そのものが日本国民をその条項によつて縛束することに於けるのではないでしようか。そうすると行政協定そのものが国民に對する一つの法律の基礎になるやうな形になつて来るのではないでしようか。そういうような事項もあるのですから、私は行政協定というものは一体条約として効力を持つのか、法律的意義がどこにあるのかということをお尋ねしなくちやならぬと思ふのです。

○政府委員(林修三君) 行政協定の性質につきましては、実は何回か御答弁申し上げたわけでございますが、その実質の意味におきましては国と国との間の約束でございます。安全保障条約の広い意味における一部をなすものであります。その範圍はもとより安全保障条約第三條において認められた範圍を出ておるものではないと考へられるわけでございます。広い意味におきましてはその範圍を出ておるものではない、かように考へておるわけでは、この刑事特別法は、行政協定を国内において実施するために必要な立法手続といふものを定めたものであると、かように私も存じておるわけでありま

○伊藤修三 そういたしますと、只今私が指摘いたしました十七条の(8)項及び(9)項によつて認められておる權限は、そのまま行政協定に基いてこれ

が施行できるのですか、国民はこれによ

つて縛束されることになるのですか。
○政府委員(岡原昌男君) その点はそのまま適用があるかと、かように解しております。

○政府委員(林修三君) その点補足して申し上げますが、かような刑事特別法におきまして、こういう行政協定に基くことを前提とした立法がそこでとられれば、当然それと併せましてここに国民を拘束すると、こういうことに相成るかと思ふ存じます。

○伊藤修三 只今私が指摘しました場合は、本法では附随していないのですが、そうすると本法では附随していないやうな、行政協定においてそのまゝ国民の權利義務を制約できるという御答弁になるわけですが、そういたしますと、結局条約の本質を持つということになるのじやないですか。従つて、そういうやうな国民の權利義務を行政協定そのものをもつて制約するということになりますれば、国会の承認を経なければ国民に對してこれが効力を持たないというふうな考へられるのじやないでしようか。あなたの御説明のように、本法においてこの点を附随というのなら、又別ですけれども、本法において附随ないということになりますれば、行政協定がそのまま直ちに国民の行為を制約するところの条項となるのではないでしようか。

○政府委員(林修三君) この行政協定の性質につきましては、先ほだ御答弁申し上げました通り、安全保障条約の御承認がありまして、その御承認の内容として、こういう意味の配備を規律する条件と内容とする行政協定を結ぶ、従つて又その行政協定の内容につ

きまして国会の承認を得ておると、そういう意味のことにつきましては、何回か政府として御答弁申し上げておると考へるわけでございます。そういう意味におきまして、この内容が先ほど申し上げたように、実質的な条約的な内容も持つておるというところは、何回か御答弁申し上げた通りでございます。その立法措置を要する事項につきましては、只今この刑事特別法に規定してあります事項は、こういう行政協定を実施するためのものではないかと、その意味におきましては、行政協定を実施するための、こういう行政協定にその内容があるというところを前提といたしまして、それを具体化する立法手続を定めておる、そういうことになつておるわけでありま

○伊藤修三 そういたしますと、本法に定めてないもので、行政協定にのみあるものは、国民はこれによつて制約されないものでないのですか、それを守らなくても差支えないわけですか。
○政府委員(林修三君) これは何回か政府のほうとして御答弁申し上げたと思ひますけれども、国民の權利義務に直接關係いたしますこと、いわゆる駐留軍の構成員なり軍属と国との間の關係につきましましては、或いはこの行政協定で賄い得ると考へられておる部分もござい

ますけれども、国民の權利義務に關する部分におきましては、大体はかの立法手続におきまして、或いはこの立法手続におきましても、大体それを形式的にも国内立法の形にいたすという手続がとられておるものと考へております。

○伊藤修三 今の御答弁だけではどうもこの点は納得行かないのですが、こ

れは他の委員からも御質問があると思ひますが、その御質問によつては又あとで補足的に質問いたすことにいたします。
次に第一條の「日本国内及びその附近」とありますが、その附近という意味で、これはまあ説明書ではいろいろ書いてありますが、一応ここで御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) この附近とございましては、日本国内、つまり本土並びに領水並びにその極く近いところを申すのであります。と申すのは、軍隊が若干移動する場合に、領水の外へ一歩出ればこの性質が變つて来るというの困る次第でございます。それで、それだけの範圍は駐留軍の性質は失われないと、かような趣旨でございます。

○伊藤修三 極く近いというのはどのくらいを指すのですか、例えば朝鮮は近いといううちに入るのか、沖縄は近いといううちに入るのか、奄美大島は近いといううちに入るのか、そういうことをはつきりしておかなければ、それによつて処罰されるのですから、あなたの言うのではどのくらいを近いと指すのかわからないのです。

○政府委員(岡原昌男君) 先ず日本国内と申しますのは、この行政協定の性質上、駐留軍が日本の国民或いは行政機關等と接觸を保つ範圍内ということにならうかと思ひますので、さやうな範圍と申しますと、大体主權の及ぶ範圍といふよりは狭い概念であります。行政權の及ぶ範圍といふふうに解釈いたしましたして、更にその附近と申しますのは、その範圍から若干移動した際に動くだけのことを考へておるので

ありまして、従いまして、沖縄、朝鮮等は入らないと、かような趣旨でございます。

○伊藤修君 そうすると、この附近というところは全く意味をなさなくなっているわけですね。

○政府委員(岡原昌男君) この第一条に書いてありますのは、合衆国の陸軍、空軍及び海軍で日本国内及びその附近に配備された、要するに軍隊の性質を規律しておるものでございまして。若しこれを国内だけに配備という言葉を使いますと、例えば海軍の小艦艇などが沿岸の警備等に当りまして、領水から外に出たときにはたとにこちらとの交渉がなくなると、例えば日本の漁船との間に何か事が起きてもこの法律が動かなくなる、かようなこともあろうかと思ひます。そこで、そういうふうな性質はこれを持つたまま、そしてどこで働くかという、結局日本国内においてそれが接触を持つて来る場合に働いて来ると、つまり軍隊の性質はそのまま動かんけれども、実際に行政協定並びにこの法案において事が生じて来るのは日本国内にある間のものだけと、かような趣旨でございます。この用語は行政協定の一番最初の前文にその文字がございまして、安保条約の第三条を受けて「合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は」云々と、こう書いてございまして、それから由來しておるのでございます。

よつて批判される対象というものははつきりしないと、国民は迷惑なんです。だから陸軍で以てこれを予想いたしますれば、附近というものは殆んどあり得ないのです。あなたの今の御説明によつても、沖縄も入らなければ恐らく硫黄島も入らんということになる、朝鮮は入らんのはその通り。一体どこが附近だということになるのです。そうすると、ただあなたの今例示されました海軍の場合が想像されまして。海軍の場合におきまして領海から離れたところの何処までが附近といふゆる推定されるか、任意に附近でないと思つて、このことについて、ここに定めたような事項について国民が喋つたとか、或いはそれを漏らしたとか、こういう場合においては、それは日本の領海でないのだから、いわゆる硫黄島の沖合にアメリカの艦隊が今いるのだとかういつた場合において、それが直ちに処罰されるかどうか。そうすればその沖合というのとは一体どこまで指すのか、水平線の向うに、彼方に堂々と煙を吐いて通行する軍隊のこととかかるのか引つかりかからないのか、大きな問題ですよ。例えば新聞記者がそういうことを、たま／＼大島あたりでも行く場合において、見た、望見した、望遠鏡で望見した、それをニュース・ソースとして直ちに報告してそれが記事になつた、こういう場合においてこれは大きな問題だと思つておるのです。だからそんな漠とした規定では日本国民として非常に迷惑極端であるのです。そういう観念はやはりはつきりして頂かなければ困るのです。例えば航空機の場合でもやはりそうでしょう。

う。航空機の位置というものは我々素人ではわかりません。領土の上を離れておると思つてもそれが領土内であるかもわからないし、そういう点はやはり明確にしておく必要があるのではなからうか。これは重要な基本点です。それから、ただ安全保障条約にそういう文字があるからそれを受けて立つたのだというのでは不親切だと思つておるのです。

○政府委員(岡原昌男君) その点御尤もな御質問でございます。ただ先ほどからちよつと申し上げました通り、合衆国の軍隊の性質といひますか、本来日本国内に配備されまして、それがその警備の關係上少し領水を離れることがあり得る、主として海軍でございまして。これは空軍もございしますが、さうな場合に、これをやはり駐留軍の性質は失われない、かような趣旨でこれを言つておるのでございます。そこで問題は具体的な事例で只今御指摘のように若干海上を飛んで行つて離れた飛行機が、果してこれに當るのか當らんのかという問題が具体的に生じて参ると思ひます。御指摘の六条以下の關係についても起り得る問題でございまして。さうな場合におきまして、先ず第一に私も考へました手段、手当は、軍人、軍族その他身分を持つておる、つまり個人的な資格の問題につきましましてこれを身分証明書というもので解決して行く。それから軍隊そのものにつきまして、只今御指摘のような点につきましては、具体的にその都度の当該の問題の起つた事実ごとにおちら側と打合せまして、その正確を期する。かような打合せになつておる次第でございます。

○伊藤修君 その点を聞くと、ますます日本国民は危険極まるのですよ。法律というものは国民の行為、不行為の規範であるのです。その規範自体が日本国家の法律を維持して行く政府關係者において判断ができずに、アメリカさんの判断によつて御意見通りというふうでおつて、日本国民が騙されたら、国民は迷惑至極の話ですよ。

我々は一言半句も喋れない。少くともかような範疇に属する限りは指口令を布かれたというところになるのですよ。自主的に日本の裁判所が判定するといふなら又別ですけども、向う様の御説に従つてそれが判定されるということになれば、我々が合法的だと思つて……、沖にアメリカ軍艦が堂々と出て行つた。朝鮮へ行くのだから、日本を警備しておるのだらうか、こういうことを喋るや又いいニュース・ソースですから、恐らくそういうことは新聞に書かれる。又個人でも喋るでしょう、珍らしいことですから……。そういう場合において、それが今いうこの「附近」における対象、アメリカ合衆国の軍隊というものになるというところになりますれば、直ちにそれが処罰されることになるのですから……。

○政府委員(岡原昌男君) その点は御尤もでございますが、結局これは認識の問題にかかつて来る問題でございまして。つまりそれが日本国の附近に配備されたといふことの認識がなければ、つまり例えば、今御指摘のように、非常に海の向うのほうにそういうものを置いた、どこからどこに飛ぶのか知らんけれども、日本国内を配備する軍隊ではなからうということであれば勿論入らないわけでございます。それが

ら若しもそれが、日本内地の警備のものがたま／＼出て来てこゝで見付けたのだ、本人がさうに思ひましたときには、それが問題になり得る、なり得るという問題でございまして。さうな場合におきましてそれが客観的に如何なるものであるかといふことは、向う側に一々確かめて見なければならぬ。要するにさうな飛行機なら飛行機、艦艇なら艦艇が何月何日の何時何分頃に東経何度、北緯何度におつたのは、これは果してどういふ性質のものかといふことは、客観的に判断する場合には、向う側に聞かなければならぬ。併しこれは認識の問題とからみ合ひまして、最後には裁判所の判断の問題になります。裁判所の判断する際の資料としてさうなものが出て来る、かような趣旨でございます。

○伊藤修君 それは少くとも国民の行為、不行為を規定する場合において、客観的にこれが認定し得るような規範を、規律を定めておかねばならないと、主観によつて左右されるというほど危険なものはないと思つておる。あなたが法律家として、主観によつて我々がどう危険なものはないと思ふ。例えば飛行機が群をなして、サイパン島から厚木の飛行場へ編隊で来る。その場合において日本に配備されたものか、或いはそれが演習のために行かれたサイパンの飛行隊であるか、容易に我々には区別はつかないのです。併しそれは日本国土の上においてこそ処罰されるのだというならば、例えば伊豆半島の上に来た、上空に来たと認められる場合には、喋つてならんと思ふ。たまたま小笠原列島の沖合上で以て散見した

というならば、これは羅束されないのだという、容易に私は国民の認識というものが得られると思うのです。それと同時に、海軍の場合でもそうではないでしょうか。日本に配属された駐留軍の行動が、或いはたゞ機動演習のための行動が、客観的にはわからないのです。して見れば、それを何か規律するものとして、この条文の前段にあるごとく、日本領土の範囲若しくは領土から接触したいわゆるその附近という接触した概念をここで明らかにする必要があるのではないか、少くともあなたの説明の上においても、通常常識で以て領土と接触した範囲であるから、三連、領海は三連ですか、三連なら三連に接触したといわゆる一連とか二連、常識的にそれが接触とみなされる海域に限るといふような御説明があるならまだ納得が行くけれども、あなたのような漠然としたあれだということ、どこまで引つかかるかわからないのですよ。

○政府委員(岡原昌男君) 只今も御説明いたしました通り、前段に申し上げておきますのは、配備された軍隊の性質の問題でございます、それからその適用の問題になりますと、「日本国内にある間におけるものをいう」というので、ここで又しほりがかかつてあるわけでございます。

それからもう一つ、すべて主観で事を律するのは間違っているか、非常にあやふやというふうなお話でございますけれども、これは刑法の全体を通じて、先ず本人にその主観がなければ処罰はできない、本人がさようなものではないというふうに思っております。

ば、これは処罰ができないというふうな原則からいたしまして、やはり主観というものが第一に大切でございます。若しこの主観的にはさように思ひましても……。

○伊藤修君 私の聞いておるのは、アメリカの主観によつて羅束せられては困るといふのです。行為者の主観のことを言つておるのではない。

○政府委員(岡原昌男君) 客観的に見ましてさうなことがなければ、これ又問題になりません。そこで客観的にこれを判断するにつきましては、果してその軍隊が如何なる性質のものであるかといふことは、一応諸般の証拠によりまして認定しなければならぬのでございまして、その認定の有力な資料としては、やはりその軍隊を動かしているアメリカの当局といふものが、一応の有力な意見を述べ得るものではないか、これが先ほど申し上げた趣旨でございます。若し私の言葉が足りなかつたらこの点附加いたします。なお当初申し上げました通り、「日本国内にある間におけるものをいう」というのでしほりがかかつておりますが、ここで實際問題としては余り問題がなくなるのではないかと、かように存じております。

○伊藤修君 そのしほりがかかつておることもわかつておりますが、そのしほりがかかつておるところのけつが抜けているのですよ、お尻が抜けているから私は言うのです。その附近に配備されたアメリカ合衆国の陸、海、空軍とありますが、海軍の範囲の問題においてあいまに抜けてしまふ。だから一体どこまでの範囲においてこの法律が適用されるかといふことについて我々

は明確を期せられないという不備があるのではないかと、一にかかつてアメリカさんのお考え通りということになるのじやないかと、その点に危険性を持つといふことを申し上げるのです。

○政府委員(岡原昌男君) 重ねて言葉を返すようぞ恐縮でございますが、先ほど申し上げました通り、軍隊の性質を客観的に確定いたしますには、やはりアメリカの軍隊が如何なる所に、如何なる性質で来ておるかといふことを向う側の意見を第一に聞くのが一番の便法であらう。かようなことからこの法案にもかような趣旨として領海外でございまして、實際問題として領海外での軍の行動についての何といふことか、機密の漏洩といふふうなことは、これは本法とは直接の関係はないことになるのでございまして、又国内にたとえおりましたも、この附近に日本国内又はその附近に配備されたものでなければ、これ又この「合衆国軍隊」といふ概念からは外れて参る次第でございまして、さうな二重性質を持つておりますので、この二つの要件が揃つて初めてアメリカ合衆国軍隊、かような性質になるものでございまして。

○伊藤修君 そうすると元来は、公海における軍隊及び公海の上空におる軍隊は、常識的に「日本国内及びその附近」という文字のうちには入らないと、極く常識的に、接触したもので以外には入らないと、こゝういふように解釈してよろしいのですか。

○政府委員(岡原昌男君) さうでございます。その通りでございます。

○伊藤修君 然らば、この「配備」といふ一つのしほりがあるのですが、この配備の関係において、只今、先ほど私が申し上げましたように、例えばサイパンから軍隊を配備のために移動して来るという場合においては、それは配備になるのか、私は法律的な考え方、解釈から行けば、厚木に着いて初めて配備に就くと、こゝろ考えるのですが、その中途においては配備と言ひ得ないと思ひが、これはどうでしょう。

○政府委員(岡原昌男君) 「配備された」と、過去完了みたいな形になつておりますが、配備命令に基いて日本国内に來つたもの、而も日本の国の領水のすぐ附近まで來たものと、かような程度に了解しておる次第でございまして。

○伊藤修君 そうなると結局、一切ワシントンのあの国防省から出た命令ができた時から、その配備という性質を持つことになるのではないのでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) その点だけを見ますとさうになります。が、「日本国内にある間におけるものをいう」といふのでしほりがかかつて来る次第でございまして。

○伊藤修君 でありますから、先ほど私が述べたように、いわゆる公海の上空にあるものといへども、それがワシントンからの指令に基いて配備のため飛んで来る場合においては、少くともこの法律に指すアメリカ軍隊に適合することになる。さうでしよう。それだから今度は土地の制約がそこにつく。土地の制約が又大切になつて来るわけだ。さういふことになりはしませんか。土地の制約がそこで今度は大切になつて来て、領土の上、領海の上ということに限られればよいが、そこで領海、公海の間で、「その附近」といふあいまい模糊たる地帯をこの法律で

設けようとするところに私は非常に危険性を持つと、こゝういふふうに申し上げるのです。

○政府委員(岡原昌男君) ちよつと何か後段の読み方を少し軽く読まれておるのではないかと、さういふ感じがいたしますが、前段は軍そのものの性質を申しまして、行政協定で「合衆国軍隊」といふのは、つまりこの法律が適用されるのは、「日本国内にある間におけるものをいう」、つまり日本国並びにその領水内になければ問題にはならぬと、かような趣旨でございまして。結局さうなことになるのでございまして、ただ軍隊の性質はさうなものであると前段の一つございまして、さうしてそれが「日本国内にある間におけるものをいう」といふので、又しほりが一つかかつて来るわけでありまして。

○伊藤修君 あなたの言うことはよくわかるのですけれども、ここでさういふ法律で明らかにしておるような、はつきりしておる場合は問題ない。或いははつきりしない、国民がさういふものであるかないかといふことがわからんような場合が往々あり得るのですから、又想像もできるのですから、さういふ場合において本法の適用において、基本的に国民が非常な迷惑をこうむるのではないかといふ点を指摘しておるのです。

○政府委員(岡原昌男君) そういふ御指摘は大変御尤もな御指摘でございますが、實際問題として、かような法律を運用する面につきましては、いろいろ只今御指摘のような点を注意しながら運用しなければならぬと思ひ次第でございまして。そこで私もいたしまして、実際にこの法律の趣旨の徹

か。あなたのほうとしては逸脱してないという御答弁であらうが、一体そこまで安全保障条約ですかによつて私は表現しておるかどうか。率直に一つ安全保障条約の文字をお読み下すつて、そこでどういふ文字からそれが出て来るか、一つ文理解釈をお願いしたい。

○政府委員(岡原昌男君) どうも大変な難問でございますが、私どもは安全保障条約というものは非常に簡単なのでその趣旨を汲んで見なければならぬ。で、その趣旨によりますると、日本国に現在何らの防備がないので、その安全を保障するために合衆国の軍隊が或る程度駐留するの止むを得ない。さういふことになりますると、この軍隊と日本の行政権なり裁判権との間にいさゝか接觸の問題が出て来る。さういふものをスムーズに解決するための行政協定であらうと、かように読んでおりました。その趣旨に則つた、我々のほうの関係で第十七条或いは第二十三条といつたようなものは大体その趣旨を逸脱せざるものと、さうに理解しております。

○伊藤修君 この第三条に「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する」ところあるのですが、「その附近における」、これはさつき問題になり、お答えもあつたのですが、「配備を規律する条件」というのですね、この「配備を規律する条件」といふだけの文字の中に一体本法のごときをも予想してあるのでしようか。配備を規律する条件でしようか、これが……。

○政府委員(岡原昌男君) 只今申し上げ

ました通りこの配備、つまり向う側が軍としてこれを配備しておく、さういふたしなす駐屯といふか、駐留の關係からいたしまして、いろいろ国内の行政権なり司法権なりその他の關係が接觸して参るわけでございます。さういふ接觸点を如何にスムーズにいたすかといふことも一つの規律すべき条件と申しますか、事柄となつて来ると思ひますので、従ひまして安全保障条約第三条の趣旨はそこまで考へて讀むべきものであらう、かように理解しておる次第でございます。

○伊藤修君 どうも政府の考へ方は非常にアメリカさんの思ひを点まで私は思ひ過ぎて、至れり尽せりのお手当をなさつておるやうに思ふのですが、さういふお考へ方の下に国民の犠牲は甘んじてこれを授け与えるというやうな御趣旨じやないかと思ふのですが、ですから必要以上にあなたたの御心配になつて、悪い言葉で言へばおちおちおるといふことになるのじやないのですか。もつとアメリカ軍が日本に駐留することに直接害悪、いわゆる向うの不利益、軍隊の駐留に不利益になることのみを限定して、かような過去における軍機保護法にふさわしいやうな、匹敵するやうな法律まで作つて、徒らに国民感情を私は制約して行くといふことは、却つてアメリカ軍が日本に駐留してくれぬという厚意を国民の間に置いて非常な私は悪感情にむしる導いて行く、駐留の目的が却つてそれがた

めにも阻害されるのではないかと思ひます。もう少し大まかに駐留の本来の目的、いわゆるこの第三条に言うこの言葉を率直に受けて簡單明瞭にこれを規律するといふ行き方のほうがいいんじ

やないか。余り神經質的にこの点はどうか、あの点はどうか、こういうことまであなたが考へたになつて、あなたが立案されたのですか、誰が立案したか知らんけれども、非常に忠実に立案されておるやうですが、それはアメリカから勅一等何か来るかも知れませんが、どうも日本側からは勅一等を差上げられないといふことになるので、その点どうですかね。

○政府委員(岡原昌男君) 別にアメリカから勅一等をもらつても立案したのじやございせんけれども、実はこの安全保障条約第三条というものは御指摘の通り非常に簡単な条文でございます。でそれが実際に具現したのが行政協定であらうかと。それで行政協定と安全保障条約との關係では大体この程度のことでは實際いさゝか接觸が度々出て来て、止むを得ない規定で、私ども併しなからこの行政協定の、私どものはこの關係で申上げますれば十七条或いは第二十三条、主としてその二つの条文の關係においても、なお且つ私どもがこれは立法しなくともいい面があるだらう、第二にはこの前逐条説明の冒頭の際にちよつと申上げました、できるだけ日本の国内法令を全般的にかぶせる、さうしてどうしても日本の從來の法令では律し切れぬ新しい新たな事態については、その橋渡しと申しますか、若干の交渉規定といふやうなものを入れようかと、実体的な規定につきましても、從來の刑事実体法規において賄えるものは極力これで賄おうといふ態度をとつたのでございませう。そこで只今少し余計なところまで心配しておるのじやないかといふ言葉でござ

いました。が、実は私どももいたしましては、このほかに立案の過程においてはもうあらゆる事態を考へましていろいろ検討いたしました末に、ほかの關係は全部これを落しました。例えば公文書として保護する必要があるかないか、或いは公印、公の印、これを保護する必要があるかないか、或いは公務員に対する職務執行妨害といつたやうなことを書く必要があるかないか、或いはその他全般的にまだ規定すべきものがあるのではないかと、一応現在の法規の範囲内においてさういふものが或る程度まで賄ければこれでよからう。で、どうしてもこの十七条或いは第二十三条の關係で必要なる最小限度これを立案の対象に落して来たわけでございます。さういふ關係からいたしまして、結局私どももいたしましては本案の骨だけの立案と、さういふに考へておる次第でございます。

○伊藤修君 どうも御答弁によりますと、非常に謙遜な意味においてお書きになつたやうですけれども、これは尾も鰭もつけておる。どうも要らんことまでたくさん書き連ねておる。どうもあなたは非常に謙遜で、この間の御説明もそう伺つたのですけれども、どうも私も見るに尾鰭をつけておるやうに思ふ。非常に我々国民としてはこれに脅威を感じておることは輿論であることは御承知の通りですから、立案者はさういふお気持ちかも知れんけれども、どうもこれは私は拡大しておると思ふのですが、今の立案の過程において公印、文書偽造、さういふ文書に対する安全保障を考へになつたといふ

こと、これは以てのほかです。そこまで至つたんじやアメリカの主権といふものを我々は頂くことになるのですから、日本の主権とアメリカの主権と二つを我々は背負つて行かなくちゃならぬといふやうなあり方は屈辱的だと思ふのです。できる限り我々はさういふものは排して行くといふ考へ方であるから、そんな考へ方が若しあるとするならば、きれいさつぱり忘れて頂きたいのですが、今後さういふやうな考へ持があるとするならば、さういふ考へ持はお若いあなたですから、どうも抜いて頂かんと困るのですが、あなたがたがさういふことを考へになると、法務總裁はさういふことを受けて立つてしまふのですから、信用しておるのですから、あなたたちを……。それだけはこの處に一つお願いしておきます。

それから第二條について、この第二條の区域といふことですが、これも場所的問題ですが、これは基本觀念です。それから飛行場とか演習場等、さういふものが入ると思ふのですが、これはこの間の御説明で様子を立して明示するといふのですが、それがたまたまその棒が接觸して立てられておればいいのですけれども、非常な広範囲であることは常識的に予想される。又あそこ入口に一つこの入口の一つといふやうに、英文と日本語と両方立てると思ひますけれども、これをぐるり一周して、これは入るから入れんか行つて見て入る者もさう恐らくあり得ない。どうせさういふ演習場といふものは広い区域ですから、さういふ場合におい

て私はこれを犯すことが相当であると思ふのです。だからこういう場合においては、この区域を設定するについては、官報その他において明示するのかわりか、若し明示しないとするならば、これを犯した場合においてどうするか、この点を先ず伺いたい。

○政府委員(岡原昌男君) 勿論この施設又は区域の範囲が決定いたしますれば官報で広告することになるだろうと思ひます。それから具体的に、或る人がその施設又は区域内に入る際に立札が見えなかつたという場合も事実あるうかと思ひます。知らずに入つた者は、勿論犯意がございませぬから処罰がございませぬ、かようなことになると思ひます。

○伊藤修君 この区域というものは、私は固定的の場合もありましようが、移動する場合も想像にかたくなと思ひますが、移動した場合においてはどうかなるのでしうか。

○政府委員(岡原昌男君) ちよつと区域の移動ということば、こういう場合でございませうか、例えば一つの区域が設定されて、後にそれに追加されるというふうな場合でございませうか、さような場合でありますれば、新たに又それに対しての追加の手当がされると、かようなことになりまして、又これも知らなければ問題にならない、かようなことにならうかと思ひます。

○伊藤修君 私のお尋ねするのは、こういう場合も一つあると思ひますが、例えば富士の裾野で臨時に演習する、ここに入つてならん、こういうことがあり得ると思ひます。だからそういう場合においては、即時に官報、新聞等

で広告することも不可能だと思ひます。○政府委員(岡原昌男君) そういうふうな演習場がその日／＼によつて違つて来るから、区域が違つて来る、かような場合はないはずでございませう。つまり一定の地域に区切られて、その中で事実上今日はこちらで演習する、明日はこちらをというところはございませう、それはやはり区域として一応全体の告示がなされて、それから問題になるだろうと思ひます。それからなお単に区域だけではないのでございまして、その中に入ることを禁じた場所というふうに制限がございませうので、事実問題としてどういうことなるのでございませうか、その棒杭でも張るといふことに事実上はなるのじやないかと、かように考へております。

○伊藤修君 これは日本軍隊の場合、長年の間我々はならされておりましたが、常識的にもよくわかりませんが、根が外国人のことでありまして、向うの慣習があるのですから、例えば射撃場を或いは臨時の演習場を裾野に設けたという場合において、それは入つてならんもんだ、司令官が禁ずる命令を出すかも知れませぬ、そういうことは保障できないと思ひます、あなたとしまして……それはそのときに今おつしやるように鉄条網をずつと作つて区域を設定するということもあり得ないと思ひます。そういう場合は入れないという見解をとつていいの、私は少くとも官報及び新聞にこれは告示すべきものだと思ひますが、どこそこは演習場でそこに入つてはならんとか、或いはラジオで以て国民に知らしめるべきものだ、周知徹底の方法は事

前に私は先ず講ずべきものじやないか、それを指示すべき意思ありや否やという点と、又そういうふうな司令官が立入禁止を指示した場合において、そのときからこの禁止区域という法律概念が出るかどうか、この二点を先ず伺ひたい。

○政府委員(岡原昌男君) 実際問題としていたしますれば、施設又は区域についてはあらかじめこれを明らかにするといふことになるだろうと思ひます。が、具体的にこの立入禁止の場所といふものは又その中の一部になることがあるだろうと思ひます。これはお話の通り司令官或いはその部隊長といふものがその都度、今日はこちら明日はこちらといふふうに変る場合もあり得るでございませう。従ひましてさやうな場合一般の国民が、昨日はこつちでやつていたから今日はこつちはよからうと思ひて入るような場合もあるだろうと思ひますが、さやうな場合に若し立札もなし、単に司令官が自分の一存でそうきめたといふことでは、これは勿論この二条の違反の問題は生じないでございませう。それからなお立入禁止について一つ／＼広告したほうがよからう、或いは新聞にも明らかにしたほうがよからうという点は御尤もでございませうが、この立入禁止が今も御指摘のやうに、例えば射撃場等におきましては今日、例えは射撃場、明日はこつちと日はこちらの射撃場、明日はこつちといふこともございませうし、それを一々載せるのも事実上非常に煩わしいといふことになりましようから、むしろそれよりもわかりやすく現場に成るべくたくさん立札を立てまして、それを一般の人がそばに行けばすぐわか

るといふふうにしたほうが親切じやないだらうかと思ひまして、大体さやうな取扱いにしまして打合せが進んでおる次第であります。

○伊藤修君 それは現場に行つてそれを目で見て認識して、それによつて知り得るという方法も一つ考へるべきが当然でしう。それから私は周知徹底といふことはやはり為政者として大切じやないかと考へます。だから少くとも、例えはよくあります、今日は伊良古何海軍の範囲においては通航を禁止するといふようなラジオ放送がありませう、これはひとり陸上ばかりじやませう、海上の場合も想像できると思ひますが、やはりそういうことは新聞、ラジオ、官報、少くとも私はこの三つの方法で以て事前に周知徹底するやうにこれは合同委員会、或いは政府の政令等て、先ず広告するといふ考へ方を基本的に講じて頂かなくちや困ると思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 大変御尤もな御意見でございませう、そういう方向に案を進めて行きたいと思ひます。

○伊藤修君 それから今の場合はこの入る場合ですが、今度逆に退去不応罪、国内法で言へばそういう場合も想像されるのでせう。いわゆる例えは、今日この地域は全体演習場として設定する、アメリカ軍がそう決定した場合、合同委員会もそう決定した場合、その地域内において農民なり住民なりがおると、自分の生活権を根柢から失うのだと言つて出て行かない、それはやはり民事特別法によつて賠償を、或いは建設委員会にかかつておる土地使用に関するあの法律の適用について公訴

するといふやうな場合があり得ると思ひますが、これが本法に言うこの第二条によつて退去不応罪になるかどうか。

○政府委員(岡原昌男君) この点につきましては住居侵入並びに退去不応罪関係につきましては、実は我が国の学説判例の余りはつきりしないところでございませう。そこで実はこの点衆議院の法務委員会にきまして問題の提起がございまして、一応、一応でございませう。理論をいたしましてはかやうな考へ方はできまいか、と申しませう、この一つの土地に入つて住居を持つておる、この住居に対して侵害があつた場合には住居侵入罪が成立する、若しその住居が不適法なる理由によつてそこに設定されてありましても、その住居権は保護しなければいかん、さやうな建前からやはり侵入罪は成立する、これは従来学説判例が大体一致してゐるところでございませう。そこで問題はこれを逆にいたしまして、一つの土地なり住宅なり人間が住んでおる。その土地又は住宅が本人の所有から離れ、或いは賃借権の期間が満了し、或いは契約が解除された。結局そこに住む権限がなくなつた、或いは只今御指摘の土地収用に関する特例等のことで、やはりその権限がなくなつたといつたやうな場合にならうか、こ

で問題が出て来るわけでございませう。さやうな点につきましては大分、一応衆議院の法務委員会でも積極説を唱えて御答弁申し上げておりました。つまりさやうな場合につきましても、本人が無権限でそこにおる限りにおいては、その無権限なる居住なり或いはそこにおる、介入といふことは許さるべきもの

ではない、つまり正当な理由はないというふうなことからして、それに対しては退去不応罪というものが成立するのではないかと、その後に実は申し上げておきました。その後さういふ場合に申し上げると、相当問題な点がある。なお衆議院の法務委員会でもその点は理論的にはさうなるだらうけれども、実際問題としてはさうな場合は余りないだらう、それから若しさうな事例があつても、検察庁で起訴するとか、さういふ問題にはなるまいと思つけれども、理論としてはさういふことが考へられると御答弁申上げました。そこで研究いたしました結果、実は私の反対説が相当あるのだとございます。そこで皆で議論をいたしました結果、理論的にはさういふ説もできるけれども、さういふ場合において土地収用法なり或いはその特例法等によつて適式にこの土地家屋等の引渡しを命ずる、そしてその上で本人を退去させるというのが筋じやなからうか、そこでこの不応罪を以て律するの如何なものであらうかというこの意見の如何が全般的には多かつたのでございます。そこでこの点は理論的には相当疑いがあり、日本の学説判例に実は一つも触れておらない点なのでございますが、暫く消極的に疑いを存して従つておるか、かような態度を果はとつておるのでございまして、この点実はお教え願ひたいと思つて私のほうで思つておるむずかしい問題なのでございます。

○伊藤修君 私聞いておるのだからこつちから教えるというわけにはいかんが、立案者の考え方が那邊にあるかというのを私はお尋ねしてゐるのであつて、あなたの積極説ということになると、いろいろな点において私は異論を持つ、少くとも従来の学説判例においてもさういふ行けるかどうかというところも考えられなくてはならぬ。今日の国民生活の面から見ても、むしろあなたのような積極説をおとりになるとするならば、非常な問題を私は投げかけると思つてゐるが、いんやこの法律によつてさういふ積極説をとるといふことになりますれば、これはむずかしい問題だと思つてゐる。さういふ事例はあなたはないとおつしやるが、少くあらうとおつしやるが、むしろたくさんある。今後或る地域を演習場に設定する射撃場に設定するといふ場合において、そこに先祖代々永住しておつたところの農民の耕作権を奪われ、その居住権は奪われる。その確定によつてあなたの場合に引渡しを命ずれば、そのときから理由なきものとしてこの適用を受けるということになれば、むずかしい問題です。生活の根柢を失ひ、かつ又本人は刑務所に行かなければならぬといふ事態が生ずるものではないか、これは従来とも異論はたくさんありますけれども、少くとも消極説のほうが強いと私は考へるのですが、この点は法律で明確化するか、解釈上明確化して置く必要があると思つてゐるが……

○政府委員(岡原昌男君) 実は立案の当初にはその具体的な事例についての研究と言ひますか、さういふ場合は起るまいという、ちよつと言葉をお返しするわけですが、考え方が先に立つていたために、理論的な検討が足りなかつたといふことは率直に認めます。そこでどうして起るまいかというその点でございますが、土地収用の実際の手続といたしまして、本人が納得してその土地を明渡ししてどこかへ出て行く、そのあとで区域又は施設として立札を建て、立入禁止もそのあとでやるというの、実際の今度の打合せの主要なところでございます。つまり若しその中に人なんかおるといふことになりますれば、それに対して立入禁止というのの意味がないのでございまして、さういふことはこれをせんで、全部きれいにしてから施設又は区域といふふうな手続をするといふふうな取扱いになり、殊に立入禁止の点になります。更にその点がはつきりして参ります。さういふ場合は実際起らんとするといふうな話の下に実は簡単に考へておつたのでございまして。衆議院の法務委員会にございまして、一応理論に走つて、実際上のいさかか懸念を欠くような結果にもなつたのでございまして、その点はさういふのでございまして、さういふ際には十分違法阻却の問題だとかさういふ点で別に律する余地があり、さうしてさういふ場合が多からうといふことは附加えておいた次第でございまして、そこで只今の御注意もありません、この点は私どもとしては消極説で行くといふこととでこの前話をきめた次第でございまして……

○伊藤修君 これはあなたが事態を甘く見ていらつしやるのですが、御経験がないかも知じませんが、今日私の聞いているところでも、例えば米子附近におけるところの演習場ですか何ですか、アメリカ軍が接収しようとしてゐる。現にその闘争を開始してゐる。あの辺で相当問題になつてゐる。うちに、私が山陰地方に行つたときに聞いた。これは従来の農民の姿であればあなたのようなことが想像せられませんが、併し今日は少くとも共産党の人々らは、得たりかしこして抗争をするにきまつておられます。さうするとその一軒なり二軒なりの農村の人は、これらの人の指示によつて立退かない。併し軍の使用に供する場合において、その一軒があつてもなおほかの場所のできるのではありませんから、さうすると一軒はそのまま真ん中に置いて、それを演習場として立入禁止をする。その場合には幾つか問題が起つて来る、又現に起つてゐる。これは一つの闘争、いわゆる反米的な闘争の一つの課題としておるのですから、いわゆる戦術として今日とられておる。これはもうすぐ起つて来る問題ですよ。これは共産党は撲滅するのだからそれは差支ないと言ひけれども、それは共産党でない人が、善良な農民がさういふ指示に基いてそれを合法化するべくそこに居坐つてゐる人がある。それが直ちに本法によつてそれを退去不応罪で以て、いわゆる本法の第二条で処罰するといふことになる、これは非常に国民として迷惑至極なんです。これは違法阻却、いわゆる犯罪が成立する後に違法阻却で以てこれを解消するといふ考へ方ではなく、最初からそれは犯罪が成立しないのだという私は解釈で行くべきではないか。あなたのさつきの答弁というものは、いわゆるそれが間違つたとは申しませんが、一つの学説です。から、さういふ学説は本法のような場合においては、とらないのだ、消極説であるのだといふようにはつきりして私は置かれるほうがいいと思つてゐるが……

○政府委員(岡原昌男君) 御説の通り私どもも只今考へておる次第でございまして、これは消極説に解するつもりでございます。なおさういふ場合に別に土地収用法の準用を受けますれば、例の建設委員会にかつております法案におきまして、土地収用法はさういふ場合に、行政関係が全部まきまされて、収用と確定した以上は、その物件を引渡さなければいけない、さういふ規定がございまして、その引渡しをしない場合には罰則がかつておる、さういふ規定がございまして、さういふ場合において別個の問題は出て、この本案の問題にはならない、かように理解する次第でございまして……

○伊藤修君 その場合において法律的引渡し、事実上の引渡しを要するのですか、どつちですか、細かいところに入りますけれども……

○政府委員(岡原昌男君) 土地収用法の関係でございませぬ。

○伊藤修君 ええ。

○政府委員(岡原昌男君) 大体事実上の引渡しではなからうかとさういふに存じております。

○伊藤修君 ちよつとその点、なからうではないかな、どう解釈するか、あの法律の解釈。

○政府委員(岡原昌男君) 実は主として民事関係でございまして、自信のなささういふ言葉で表現いたしましたけれども、土地収用法の性質上から言ひましても、その物件が引渡しを完了しなければ収用の目的が達せない、さういふ趣旨でございまして、これは実質上の引渡し、さういふ理解するほかないかと存じます。

○伊藤修君 これは事実上の引渡しという事になりますれば、結局その中に居住しておる者は皆退去しておるという事になりますか、それから後は結局退去不応罪になる、こういう見解になつておるわけですか、どうなんですか。

○政府委員(岡原昌男君) 先ほどのように消極説を唱えて、それに確定いたしますればさうな問題は起きないのでございます。その前後にかかわらず、引渡しだけの問題になつて参ります。結局事実上その土地なり建物なりを引渡さないという点だけが土地収用法の問題になつて来る、かような次第でございます。

○伊藤修君 その場合において土地収用法によつて事実上の引渡しを完了したという場合においてなお且つ抗争をして、その附近に、自分の従来の家敷内において小屋掛けをしておるとか、或いは納屋に寝ておるとか、或いは軒下で寝ておるとか、或いは軒下において、退去不応罪が成立するかどうか。

○政府委員(岡原昌男君) さうな事実になつて参りますと、まだ現実に引渡しを終えたということにはならないだらうと思ひます。つまり本人の支配を離れまして、そういうものから全然手を引く、簡単に申しますと手を引くということではなければ、まだ引渡しを完了しない、かように解するはかないと思ひます。

○伊藤修君 そうすると、要するに本人の、従来の所有者若しくは居住権者の支配に属すると客観的に認められる場合においては、まだ引渡しがないものと、こういう解釈してよいのですね。

○政府委員(岡原昌男君) つまりその土地の上に新たに小屋掛けをするとか、或いは軒下に住むということになりますと、その土地に対する事実上の支配権がまだ残つております。支配権という法律上のあれになります。が、事実上の支配が残つております。さうな事になりますと、やはり土地収用法の本来の目的が達せられませんで、さうな場合はまだ完全なる引渡しは落んでない、かような事になつて来ると思ひます。

○伊藤修君 私のお尋ねする最後のことは、いわゆる法律上の支配権はなくとも、併し事実上の支配は存在するといふ場合においては本法の適用はないといふことになるわけですね。

○政府委員(岡原昌男君) 本法と申しますと、この二条は、第二条はつまり只今申しました通り全然土地収用法との関係はないのでございまして、只今お話のように、そこに引続きおる限りにおいては二条の問題はない、例へば引渡しを終えた後又改めて入つて来るといつたようなときはこれは二条違反の問題が出るにいたしまして、引続きおるといふ場合においては土地収用法の罰則の問題は起きまして、こちらの問題は起きて来ない、さうな趣旨でございます。

○伊藤修君 だからその場合において、事実上支配力を行使してそこにおるといふ場合においては、入つておるといふことなのですから、而も禁止区域を設定してしまつたときに、設定しなければ問題は無い、そういう事態を承知しつつ禁止区域に設定してしまつたといふ場合に、なお且つ事実上の支配力を行使して、自分の所有者若しくは

自分の居住しておつたところに事実上の支配力を行使しておるといふ場合において、いわゆる入つておるもの、入つたものといふことになると思うのですが、そういうものは本法においていふ、国内法で言へば退去不応罪にはならない、本法においても入つたものとしてこれを処罰しないといふことになつておるわけですね。

○政府委員(岡原昌男君) 引続き入つておる限りにおきましては、新しく侵入行為はないと同時に、先ほど申したような考え方、その点についての退去不応罪はない、かような趣旨でございます。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(小野義夫君) 速記を始めます。それじゃ今日はこれで散会いたします。

午後三時四十二分散会